

<b>記入例</b>	担当

受付印	決裁日	返礼品ID

申請日： 令和 年 月 日

## 箕面市ふるさと納税 返礼品登録申請書

太枠内をご記入ください

希望の寄附受付サイト	すべてのサイト	申請区分	新規				
※さとふるをご希望の場合、本申請書提出後、さとふるから案内されるお礼品管理システムにて、別途ご申請ください。							
【参考】市が運営する寄附受付サイト：さとふる、ふるさとチョイス、楽天、ふるなび							
申請者		集荷先 ※申請者と同じ場合は記入不要					
事業者名	みのお産業株式会社		事業者名	同左			
住所	562	-	0003	住所	-		
	箕面市西小路 4-6-1						
代表者名	代表取締役 箕面 太郎		代表者名				
担当者名	箕面 花子		担当者名				
電話番号（固定）	072-724-●●●●		電話番号（固定）				
電話番号（携帯）	090-0000-●●●●		電話番号（携帯）				
F A X			F A X				
メールアドレス	<a href="mailto:xxxxxxx@xxxx.co.jp">xxxxxxx@xxxx.co.jp</a>		メールアドレス				
返礼品名	箕面のゆずフィナンシェ ギフトボックス 6 個入						
内容・内容量・産地	幅約 8cm × 厚さ約 1.5cm 6 個入	右の▼から選択してください					
		右の▼から選択してください					
		右の▼から選択してください					
		右の▼から選択してください					
キャッチコピー	箕面産ゆずが香る！フィナンシェです！						
商品PR (説明文)	箕面産のゆずを贅沢にたっぷり生地と混ぜ込み、ゆずの香りを閉じ込めるように丁寧にオーブンで焼き上げました。袋を開けた瞬間、ゆずの香りがいっばいに広がるフィナンシェです。焼き菓子で日持ちもするため、ギフトとしても喜ばれる「ゆずづくし」のスイーツです。						
注意事項							
提供価格	1,320	円	※市から支払われる金額です。梱包費・税込み。				
寄附金額	市が記入	円	※市が記入しますので、記入しないでください				
返礼品画像の添付	有		食品表示ラベルの添付	有			
アレルギー 対象品目	右の▼から選択						
配送業者	ヤマト運輸	その他の場合右欄に記載してください。※別途協議が必要です。					
出荷時サイズ	60cmサイズ						
発送可能時期	通年	発送期間	月	日	～	月	日
		受付期間（目安）	月	日	～	月	日
賞味・消費・提供期限	1	か月	賞味期限が5日以内の場合は、寄附者の方へ電話連絡のうえ、発送をお願いします。				
発送方法	常温	発送可能数	無制限	右の▼から選択	個	まで	
保存方法	常温	説明事項：					
発送タイミング	受注後1か月以内	その他の場合、右欄に記載してください。※別途協議が必要です。					
ギフト包装対応	不可		熨斗対応	不可			
地場産品類型	市が記入	※市が記入します。裏面参照。該当しないものは登録不可。					
該当理由	市が記入						

【地場産品類型】

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 4 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 8 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
  - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
  - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。